

業務部速報



No. 59

発行 21. 10. 4

JR東労組 業務部

申10号

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れ 第2回団体交渉(7項~26項)を行う! ③ 10月1日開催

17.除草・除雪については、専門性を有する重要な業務のため、熟慮したうえで安全配慮義務に踏まえ実施すること。

組合 線路内・営業線に近接する範囲は、専門的に技術を積み作業に精通した社員に任せるべきだ。	会社 鉄道運行には除草は避けて通れない。触車事故防止教育を徹底した訓練を行う。安全の確保を最優先に行う考えである。
【確認事項】 ・安全確保を最優先に安全教育を実施する ・指揮命令系統を明確にする ・資格所有者以外は刈払機を使用しない ・保護具(安全帽・安全靴)・安全チョッキなど必要な携行品を貸与する ・熱中症対策は確実に行っていく(水分補給・塩飴など)※ファン付きの作業服は必要であれば職場で検討	

除草・除雪作業を行う場合は、安全確保を最優先に実施することを確認!

18.主たる業務が乗務員の組合員が駅業務を行った場合及び、主たる業務が駅業務の組合員が乗務した場合も、乗務員勤務制度における在宅休養時間の考えを準用し、勤務間インターバルを確保すること。

組合 交番の中で一日駅業務などの日勤が増えれば乗務員勤務制度は変わらないのに在宅休養時間の考えが適用されない場面が増えていく。	会社 在宅休養時間が適用されない勤務指定はあるが、これまで通りできる限り配慮していく。
勤務間インターバルの考えは社会的にも関心が高まっている。健康リスクの高い業種として「運輸業」が1位に挙げられている。勤務間の休息時間は確保するべきだ。	在宅休養時間を拡大している経緯がある。乗務員勤務だけではなく、フレックスタイム制も勤務間インターバルに近いものとして休養できる時間を確保できると考える。
エリア勤務となることで前泊・後泊が発生すると在宅休養時間が確保されていても実質的に休めない。	社員の疲労度を勘案して休養した中で勤務してもらう考えは変わらない。状況に応じて対応していく。

これまで以上に労働強化されるため、労働者の健康確保は会社としての責務だ!

19.乗務から駅業務を行う場合においては、最低45分以上を確保すること。また、適正に労働時間管理が行える体制を構築すること。

組合 次の業務の心構えや思考の切り替えなど労働時間として必要な時間を確保すべきだ。	会社 乗務から駅業務に変わる時の移動時間や準備時間は労働時間として取り扱う。業務に必要な時間は付与していく。
乗務員行路や作業ダイヤを作成する際に、食事時間や休憩時間を確保するべきだ。	乗務員勤務には休憩時間はないが、相当時間の確保はこれまで通り行っていく。駅についても休憩時間はこれまで通り確保していく。

**労働時間管理は確実に行っていくことを確認!
人間労働を前提とし環境を整えるべきだ!**

20.勤務作成及び勤務操配等の負担が増加することが想定されることから、勤務指定が確実に行える環境の構築のため勤務作成者の体制を厚くすること。

組合 1職場とは言え、実態的には複数の職場管理になる。社員数、勤務のパターンも増え、業務量が増加し、負担が増えると考ええる。	会社 担務間で調整をして勤務作成することはこれまでも行っている。今までとは違う働き方になるため支社でフォローしてもらうことも必要である。必要なフォローは行う。
---	--

職場の現状に踏まえ、勤務作成、勤務操配を確実に行える体制を構築することを確認!

④へ続く